



公認会計士講座

企業法

序章 改正の概要

Corporate Law

平成26年会社法改正の概要

(1) 改正理由

会社法は、平成17年（2005年）に成立し、平成18年（2006年）から施行されているが、会社法におけるコーポレート・ガバナンスについては、経営者から独立した社外取締役の機能を活用するなど、取締役に対する監査・監督の在り方を見直すべきである等の指摘がなされていた。また、親子会社に関する規律の整備が不十分であるとの指摘もなされていた。さらに、会社法の各規定についても、実務の工夫により会社法の制定時には想定していなかった活用がされ、それが定着してきたこと等に伴い、制度間の整合性を検討する必要も生じていた。

そこで、**コーポレート・ガバナンスの強化**および**親子会社に関する規制等の整備**を図るために、会社法は改正されることとなった（平成26年会社法改正）。

この改正により、日本企業に対する内外の投資家からの信頼が高まることとなり、日本企業に対する投資が促進され、ひいては、日本経済の成長に寄与することが期待される。

(2) 改正法の施行

改正法は、平成26年6月20日に成立、同月27日に公布された。改正法は、平成27年5月1日から施行される。なお、本テキストでは、この改正前の会社法のことを、「改正前会社法」といい、平成26年会社法改正後の会社法を「改正法」ということにする。

第1節 機関に関する改正

1. 監査等委員会設置会社制度の創設

監査等委員会設置会社とは、監査等委員会を置く株式会社をいう。監査等委員会設置会社の制度趣旨は、社外取締役の普及を図ることにある。

改正前会社法における公開大会社の機関設計は、監査役会設置会社、または、委員会設置会社（改正により「指名委員会等設置会社」に改称されたが実質的な内容に変更はない）が認められていた。しかし、監査役会設置会社では、少なくとも2人以上の社外監査役の選任が義務づけられているため、社外監査役に加えて社外取締役も選任することを義務づけると、重複感と負担感があり利用しにくいとの指摘がある。また、指名委員会等設置会社は、指名委員会と報酬委員会を置くことへの抵抗感から、広く利用されるには至っていない状況にある。

そこで、改正法は、社外取締役の機能を活用するため、**監査役会設置会社および指名委員会等設置会社とは異なる新たな種類の機関設計として、監査等委員会設置会社を創設したのである。**

監査等委員会設置会社では、**社外取締役の設置が義務づけられる**一方で、監査役会設置会社とは異なり、監査役を設置することができない。また、指名委員会等設置会社と異なり、指名委員会、報酬委員会、執行役は存在しないことから、監査等委員会設置会社は、**監査役会設置会社と指名委員会等設置会社の中間的な機関設計として位置づけることができる。**